

消費者トラブル防止かわら版 No.1

福井県県民安全課からのお知らせ

～サクラサイト商法によるトラブル～

サクラサイト商法とは、サイト業者に雇われた“サクラ”が芸能人などになりすまし、「悩みを聞いて」などとメールを送り、有料のメール交換サイトに誘導して、高額な利用料を請求する手口の詐欺商法です。

トラブル事例

無料SNSサイトで、好きな芸能人のページにリンクを貼って利用していた。すると、芸能人からメッセージが届き、「悩みを聞いてほしい。事務所には内緒なので別サイトでやりとりしたい」と別の有料サイトに誘導された。

芸能人が「サイトの利用料金は会って返す」というので、信用して頻繁にメールをやり取りし、支払いは約100万円にものぼった。しかし、結局、芸能人とは会えず、利用料金も返してもらえなかった。

問題点

サクラサイトは匿名性が高いため、嘘やなりすましが容易です。サイト業者が“サクラ”を用いていることの証明は難しく、支払ってしまったお金を取り戻すことは困難です。

アドバイス

- 1 サイト内で知り合ったメール交換の相手方を簡単に信用しないようにしましょう。特に「うまい話」には用心しましょう。
- 2 一般的にサクラサイト内では、相手とメール交換するたびに料金がかかります。高額になることもありますので注意が必要です。
- 3 執拗にメールが来て困る場合は、メールアドレス変更で対応しましょう。
- 4 怪しいと思ったら、すぐに最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

消費生活のご相談は…

福井県消費生活センター ☎0776-22-1102 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA 7階)

福井県嶺南消費生活センター ☎0770-52-7830 小浜市小浜白鬚112 (つばき回廊業務棟3階)

受付時間/9:00~17:00 (土・日曜日にも相談を受け付けています。県嶺南消費生活センターは第3日曜日は休館です。)

※市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。(平日のみ)